

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年3月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2200113号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200022号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年9月21日から平成5年1月25日に訂正し、平成4年9月から同年12月までの標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成4年9月21日から平成5年1月25日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成4年9月21日から平成5年1月25日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年9月21日から平成5年1月25日まで

A社からB社に異動した際に、厚生年金保険に加入していない期間が4か月生じているが、当該期間において、A社に継続して勤務し、給与から当該期間の厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務(平成5年1月25日にA社からB社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社における平成4年8月の厚生年金保険の記録から34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成4年9月21日から平成5年1月25日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。